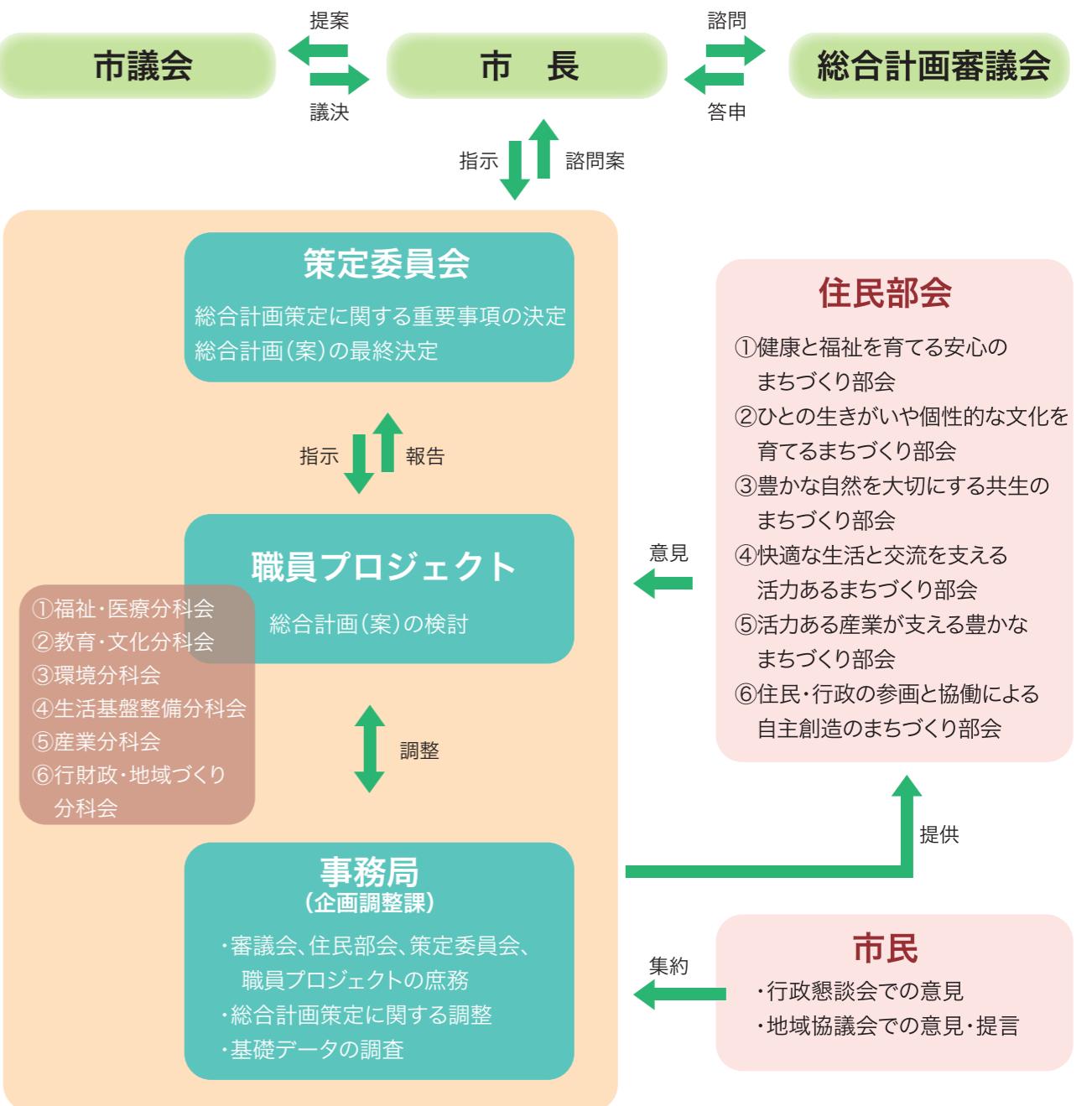


資料編

宍粟市総合計画フロー



宍粟市総合計画審議会委員名簿

	氏 名	所属・役職等	備 考
1	福島 徹	兵庫県立大学環境人間学部教授	会 長
2	荒川 康	兵庫県立大学環境人間学部助教授	
3	中嶋 邦夫	西播磨県民局県民生活部主幹	
4	水谷 雄	宍粟市連合自治会長	
5	長野 隆一	宍粟市連合消防団長	
6	香山 繁	宍粟市商工会合併協議会会长	
7	田路 壽子	宍粟市連合婦人会長	
8	大成 みちよ	宍粟市文化協会会长	
9	平岡 茂信	宍粟市体育協会会长	
10	中津 政敏	市内有識者	
11	山田 佳幸	市内有識者	
12	谷 笹 摩弥	市内有識者	
13	妙本 善夫	市内有識者	
14	柄尾 昌弘	市内有識者	
15	森本 弘昭	市内有識者	副会長
16	福元 千代美	市内有識者	
17	谷尻 勇人	市内有識者	
18	春名 翼	市内有識者	
19	安原 勝則	市内有識者	
20	瀧本 はるみ	市内有識者	

※順不同

宍企第40号

平成18年5月8日

宍粟市総合計画審議会

会長 福島 徹 様

宍粟市長 白谷 敏明

宍粟市総合計画基本構想の策定について（諮問）

標記のことについて、宍粟市総合計画審議会条例第2条の規定により、
宍粟市総合計画基本構想案について貴審議会へ諮問します。

平成18年5月30日

宍粟市長 白谷 敏明 様

宍粟市総合計画審議会

会長 福島 徹

◇宍粟市総合計画審議会の開催状況

- 平成18年5月8日(月) 第1回審議会・・・市長から審議会へ諮問
- 5月16日(火) 第2回審議会
- 5月23日(火) 第3回審議会
- 5月30日(火) 第4回審議会・・・審議会から市長へ答申

宍粟市総合計画基本構想について（答申）

平成18年5月8日付宍企第40号で諮問のあった宍粟市総合計画基本構想案について、[※]別添のとおり答申いたします。

※別添については総合計画基本構想として整理されたもの

宍粟市総合計画審議会条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 12 号

(設置)

第 1 条 宍粟市総合計画の策定に関し総合的かつ専門的に審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、宍粟市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、宍粟市総合計画の策定に関し必要な重要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不適当であると決したときは、公開しないことができる。

(小委員会)

第 6 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画調整担当課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償については、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年宍粟市条例第 45 号）に定める額とする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

宍粟市総合計画住民部会委員名簿

健康と福祉を育てる安心のまちづくり住民部会

	氏名	所属	備考
1	上田 正伸	保健福祉推進委員	部会長
2	長野 明司	保健福祉推進委員	
3	山岸 輝行	保健福祉推進委員	
4	稻用 博史	保健福祉推進委員	
5	上田 國男	保健福祉推進委員	
6	猶原 かおる	保健福祉推進委員	
7	中谷 哲男	保健福祉推進委員	
8	大上 雅代	保健福祉推進委員	

ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり住民部会

	氏名	所属	備考
1	伊藤 弘之	宍粟市文化協会	部会長
2	中嶋 守	宍粟市体育協会	
3	岡本 繁己	宍粟市連合 P T A	
4	加賀瀬 ともえ	宍粟市連合婦人会	
5	須賀院 孝	山崎町地域協議会	
6	岸本 弥生	一宮町地域協議会	
7	上垣 迪雄	波賀町地域協議会	
8	村留 友美	千種町地域協議会	

豊かな自然を大切にする共生のまちづくり住民部会

	氏名	所属	備考
1	南場 六郎	山崎町地域協議会	部会長
2	上山 正則	宍粟市農業委員会	
3	北川 修三	揖保川漁業協同組合	
4	土居 典秀	しそう森林王国協会	
5	衣笠 富重	宍粟市緑化協会	
6	西山 茂	一宮町地域協議会	
7	山岸 千鶴子	波賀町地域協議会	
8	山根 欽吾	千種町地域協議会	

快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり住民部会

	氏名	所属	備考
1	小林 武夫	一般公募	部会長
2	三木 ひづる	山崎・安積交通安全協会連絡会	
3	横野 正浩	宍粟市子ども会連絡協議会	
4	田中 敏廣	波賀消防団	
5	小倉 広子	山崎町地域協議会	
6	丸山 好二	一宮町地域協議会	
7	中谷 浩臣	波賀町地域協議会	
8	大坪 安希子	千種町地域協議会	

活力のある産業が支える豊かなまちづくり住民部会

	氏名	所属	備考
1	小林 憲夫	一宮町地域協議会	部会長
2	竹内 俊延	宍粟市代表農会長会	
3	菟場 昭人	波賀町森林組合	
4	長田 博	山崎町商工会	
5	出雲 聖士	山崎町観光協会	
6	長永 保	山崎町地域協議会	
7	牛谷 節代	波賀町地域協議会	
8	中田 一二三	千種町地域協議会	

※委員の所属は平成 18 年 2 月現在

住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり住民部会

	氏名	所属	備考
1	平岡 茂信	山崎町地域協議会	部会長
2	春名 省吾	宍粟市教育委員会	
3	本條 昇	山崎経営者協会	
4	上山 明	宍粟市連合自治会	
5	藤井 慧乘	宍粟市国際交流協会	
6	進藤 千秋	一宮町地域協議会	
7	藤原 喜志夫	波賀町地域協議会	
8	森下 明美	千種町地域協議会	

※順不同

△宍粟市総合計画住民部会の開催状況

平成 18 年 2 月 13 日(月)	第 1 回全体会
2 月 27 日(月)	第 2 回健康と福祉を育てる安心のまちづくり住民部会
	第 2 回ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり住民部会
3 月 1 日(水)	第 2 回豊かな自然を大切にする共生のまちづくり住民部会
	第 2 回快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり住民部会
3 月 2 日(木)	第 2 回住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり住民部会
3 月 3 日(金)	第 2 回活力のある産業が支える豊かなまちづくり住民部会
3 月 6 日(月)	第 3 回健康と福祉を育てる安心のまちづくり住民部会
3 月 8 日(水)	第 3 回豊かな自然を大切にする共生のまちづくり住民部会
3 月 9 日(木)	第 3 回活力のある産業が支える豊かなまちづくり住民部会
3 月 10 日(金)	第 3 回住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり住民部会
3 月 13 日(月)	第 3 回ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり住民部会
	第 4 回健康と福祉を育てる安心のまちづくり住民部会
3 月 14 日(火)	第 4 回豊かな自然を大切にする共生のまちづくり住民部会
3 月 15 日(水)	第 4 回住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり住民部会
3 月 16 日(木)	第 4 回快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり住民部会
	第 4 回活力のある産業が支える豊かなまちづくり住民部会
3 月 24 日(金)	第 4 回ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり住民部会
4 月 25 日(火)	全体報告会

庁内策定委員会委員名簿

	役 職	氏 名
1	市 長	白谷 敏明
2	助 役	西川 千寿
3	収 入 役	清水 隆司
4	教 育 長	中本 恒夫
5	山崎市民局長	中橋 徳四郎
6	一宮市民局長	小椋 重幸
7	波賀市民局長	菅谷 垣太郎
8	千種市民局長	小松 敬明
9	山崎市民局副局長	釜田 道夫
10	一宮市民局副局長	西山 一郎
11	波賀市民局副局長	森本 都規夫
12	千種市民局副局長	中田 保生
13	企 画 部 長	福田 耕二
14	総 務 部 長	清水 弘和
15	福 祉 部 長	岩崎 良樹
16	産 業 部 長	山本 繁
17	土 木 部 長	実友 勉
18	水 道 局 長	中村 勤
19	議 会 事 務 局 長	古川 智昭
20	教 育 次 長	黒田 一博
21	総合病院事務部長	大久保 正孝
22	消 防 長	北川 元男

市職員プロジェクト名簿

福祉・医療分科会			教育・文化分科会			環境分科会		
	氏 名	備考		氏 名	備考		氏 名	備考
1	広畠 元美	座長	1	亀井 義彦	座長	1	前川 満	座長
2	谷林 真寿美	副座長	2	幸福 定利	副座長	2	春名 良信	副座長
3	嵐 ゆかり	書記	3	菅野 達哉	書記	3	大砂 正則	書記
4	栗山 早苗		4	秋久 一功		4	岡田 美佳	
5	澤田 志保		5	岩露 貴裕		5	進藤 康伸	
6	柴原 靖司		6	岡崎 貴子		6	田路 弥生	
7	菅谷 美佳		7	坂根 雅彦		7	中岸 芳和	
8	千本 真由美		8	清水 敬司		8	花井 一郎	
9	藤井 康明		9	八木 幹裕		9	宮崎 一也	
10	山本 寿美		10	山内 真紀				
11	山本 雅昭							

生活基盤整備分科会			産業分科会			行財政・地域づくり分科会		
	氏 名	備考		氏 名	備考		氏 名	備考
1	森本 和人	座長	1	小谷 慎一	座長	1	福山 敏彦	座長
2	藤原 卓郎	副座長	2	清水 航一	副座長	2	大前 和浩	副座長
3	石垣 統久	書記	3	徳久阪 朗	書記	3	石戸 寿明	書記
4	井口 靖規		4	香山 康明		4	岸本 高明	
5	牛谷 宗明		5	田中 藤夫		5	柴原 真理	
6	大前 千春		6	西田 征博		6	田中 義夫	
7	久具山 圭子		7	前田 太志		7	谷本 健吾	
8	久内 康伸		8	松下 圭吾		8	平野 安雄	
9	坂井 高誉		9	櫻谷 米男		9	福井 功	
10			10	山本 健		10	山下 茂樹	

※順不同

用語解説

あ行

Iターン	主に都心で育った人が地方の企業に就職すること。
iのまち創造事業	地区自治会が行う、地域の特性を生かした独創的な事業に対して補助金を交付する事業。 (一宮町区域の事業)
一次医療機関	外来診療によって患者の医療を担当する医療機関をいう。
1次予防	保健指導、予防処置など。
オーナー制度	農地等の利用契約を結び、農作物の収穫までをオーナー自身が行うこと。
オープンスクール	従来の学校にあった時間割、閉鎖的な教室、一斉指導方式などの様々な固定した形を廃し、個々に応じた教育に徹するためインフォーマルな教育をしようとするもの。
オフトーク通信施設	電話回線の未使用時間(オフトーク)を利用して主として音声情報を伝送するサービスを提供するための施設。

か行

回遊性	一定の経路や時期に移動すること。
核家族化	夫婦とその子供だけで構成されている家族が増え、3世代4世代同居の大家族が減少する現象。
学校評価システム	教育の質を高め、よりよい学校づくりを目指すために、教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営の状況等について評価し、その結果の公表を行うとともに、それに基づいて充実・改善を図っていくシステム。
学校評議員制度	校長の推薦に基づいて教育委員会が委嘱する保護者・地域住民等の委員が、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べ助言を行う制度。
環境適合型産業	自然や環境に配慮した産業。
環境マネジメントシステム	組織の活動に伴う環境への影響を特定し、それを管理するための組織的な体制や対策を進める体系的な仕組みのこと。
教育研修所	教育に関する研究調査や教育関係職員の研修を行う施設で、波賀市民局内に設置されている。
行政コスト	行政サービスを行うために必要な費用(コスト)を示したもの。
行財政改革	時代に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営のあり方について見直しを行うとともに、財政運営の適正化・効率化を図っていくことをいう。
行政評価制度	行政が提供している様々なサービスについて、具体的な数値目標をたてて取り組み、成果を客観的に評価して、その結果を次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させることで、行政サービスの継続的な向上を図るという仕組み。
共同受信施設	山間地域など、テレビ放送の難視聴地域において、それを解消するために共同で整備されたアンテナなどの施設。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。
経済のグローバル化	情報化の進展を背景にして、各経済主体によって地球規模での経済性が追求され、地球上の経済活動が情報、金融、人材、技術、貿易や投資などあらゆる面で一層緊密に関連しあうようになることを意味している。

か行 (つづき)

ケーブルテレビ網	テレビ放送を有線で伝送するために整備された伝送路網。
県民課税	市県民税の均等割に一定額を超過課税として上乗せし、緑の保全を図る施策の財源とするもの。
5R	Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)、Refuse(リフューズ)、Regeneration(リジェネレーション)のそれぞれ頭文字のRをとったもので、リデュース=ゴミを出さない(ゴミを減らす)、リユース=くり返し使用する、リサイクル=ゴミは回収して、違う製品の原料として利用する、リフューズ=過剰包装などのムダを拒否するという姿勢、リジェネレーション=再生品を積極的に使用する、の意味。
洪水ハザードマップ	大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合に予想される浸水範囲と程度、各地域の避難所等を示した地図。
高性能林業機械	2つ以上の作業を一つの工程の中でできる機械のこと、スキッド・フォワーダ・フェラーバンチャ・ハーベスター・プロセッサ・タワーヤード・スイングヤードなどをいう。
高速インターネット網	インターネットに接続して、大容量のデータをスムーズに短時間で伝送するための仕組み。
高速通信網	映像や音楽のような大容量のデータを、コンピュータを使ってスムーズに短時間で伝送する路網。
高齢者大学	多様な学習機会の提供、高齢者の生きがい・健康・仲間づくりへの支援、市民人材を養成・育成しその活動を促進するため、60歳以上の高齢者を対象に開校している。
個人情報の保護	個人に関する情報が、本人の承諾無く第三者に知られたり、利用されたりすることのないよう配慮すること。
子ども110番の家	誘拐やわいせつ行為等の声かけ事案から子ども達を守るために、教育委員会や小学校、PTA等と連携しながら、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニ等を緊急避難場所に設定し、子ども達が声かけ事案等に遭遇した際の保護を求める場所としている。

さ行

産官学連携	企業(産)・行政(官)・大学(学)の3者がネットワークを組んで学びあい、それぞれの研究成果を広く社会に還元することをいう。宍粟市では、平成18年2月に兵庫県立大学と官学連携協定を締結している。
三位一体改革	国の財政構造改革の柱のひとつで、①国庫補助負担金(補助金)の削減、②国から地方への税源委譲、③地方交付税の見直しを一体的に進め、税財政面から国と地方のあり方を見直し、自主的で自立的な地方行財政システムの確立を目指している。
Jターン	地方で生まれ育った人が、一度都心で働き、その後また、故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目指していくために定められた法律。
自然増減	出生、死亡による増減をいう。
しそうふれあいミーティング	市内の10名以上のグループ・団体に対して、市職員が行政の身近なテーマに沿って行う講座。
集落営農組織	1集落もしくは水系で連担して結びつく数集落の範囲で、農用地の所有者・利用者で構成している地縁的な組織。
循環型社会	天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

用語解説

さ行 (つづき)

小地域福祉活動	日常生活圏域の小地域において、住民間の交流や助け合いなどによる「つながり」ができる仕組みづくりを、住民主体で住民参加によって行う活動。
情報通信技術	情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称をいう。
情報通信基盤	コンピュータ等を活用して、高度な通信を行うために必要不可欠な、基礎となる施設。
新学習システム	児童生徒の状況や教科の特性を踏まえつつ、できるだけ多くの教職員が一人ひとりの児童生徒と関わり、その成長発達を見守り支援していくため、これまで進めてきた個々に応じた多様な教育の推進に係る指導方法の一層の工夫改善や少人数学習集団を編成して進める少人数授業など細かな指導の充実、これらを契機として進める小学校低学年での学年副担任制や同高学年での教科担任制の導入、さらには、総合的な学習の時間での体験や課題解決を重視した指導の推進などを行なう。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混在して生育している森林をいう。
人工林	苗木の植栽や、播種、挿し木などにより人が更新させた森林。
森林認証制度	持続可能な森林経営の基準・指標にしたがって森林経営が行われていることを第三者機関が評価・認証する制度のこと、FSC、PEFC、SFI等の認証制度がある。
スクールガード	地域住民や保護者の連携をはじめとして、児童生徒の登下校時や通学路などの安全確保を確立していくこと。
スケールメリット	規模を大きくすることで得られる効果や利益のこと。
スプロール現象	住宅開発が無秩序に都心部から郊外に広がっていくこと。
政策評価	行政が実施している施策や事務事業の成果・執行状況を、行政自らが市民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図るための行財政改革の一手法。
成人大学	市民の生涯学習のために、市民のニーズに応じた学習機会の提供と支援を図るとともに、心豊かなコミュニティづくりや学習情報の提供を図るための各種講座を開設している。
セキュリティー	日常をとりまく様々な脅威からコンピュータやデータを守るための取り組み。
ゼロエミッション	あらゆる産業から出るすべての廃棄物を他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指すことで新しい資源循環型社会の形成を目指す考え方。
選択履修	いくつかの教科の中から1つの教科を選んで学習する方法で、学級の枠を越えてその教科を希望する人が集まり、「必修教科」とは異なる内容を、異なる方法で学習し、「必修教科」の授業で身につけた基礎・基本を土台にして、一人ひとりが意欲的に学習に取り組み、自分の興味や関心を生かしながら、自分の特性や能力を伸ばすことを目的としている。
ゾーニング	地域を用途や機能ごとにいくつかの区分に分けること。
SOHO	スマートオフィス・ホームオフィスの略で、企業に属さない個人企業家や自営業主などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型のワークスタイルを指す。
双方向通信システム	情報の伝達が一方的に行なわれるのではなく、相互にやりとりすることが可能なシステム。

た行

団塊世代	第二次世界大戦直後の1947年から49年までの3年間に第一次ベビーブームで生まれた人たちのことをいう。
地域協議会	主体的な住民活動と行政の協働による地方自治の体制の確立を図り、新市建設計画の推進状況に対する提言、地方分権社会における自己責任、自己決定による安全・安心のまちづくりと住民の参画・協働によるまちづくりを推進し、もって宍粟市の一体的な発展に資することを目的として条例の規定により旧町単位に設置された協議会。
地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤。
地域資源	地域内に存在するさまざまな素材、景観や史跡、固有の技術・情報、地域に住む人材等のこと。
地上アナログ放送終了	地上デジタル放送の開始に伴い、現在放送されている地上アナログ放送は平成23年7月をもって廃止される。
地上波のデジタル化	地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもので、日本では2003年12月に関東圏・中京圏・近畿圏の三大都市圏で放送が開始され、2006年以降、その他の地域でも開始されることになっている。
中山間地域	一般的に、平地の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域と定義されている。
通所授産施設	一般就労が困難な障害のある人が通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労として、自立に必要な支援などを受ける施設。
データベース化	特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにすること。
テレビ放送再送信システム	一つのアンテナで受信したテレビ電波を枝分かれさせて、複数の住宅やオフィスに送信するシステム。
土地区画整理事業	土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(「減歩」という)、それを道路や公園等の新たな公共施設として活用し、整然とした市街地を整備する事業。

な行

二次医療機関	入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関をいう。
認知症対応型共同生活介護	比較的安定状態にある認知症の要介護者が、少人数(5人~9人)の家庭的な環境のもと共同生活を送る認知症高齢者のためのグループホームで、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話や、機能訓練を行うサービスのこと。
ノーマライゼーション	一般的には、高齢者や障害のある人など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

用語解説

は行

バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)をあらわし、エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源をいう。
バイオマстаун構想	地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図るため、市町村等が作成する構想のこと。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味でもともとは建築用語として使用されていた。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。
ビオトープ	ドイツ語で「生き物」を表す「BIO」と場所を表す「TOP」の合成語で「地球の野生の生き物の生息空間」を意味する。
兵庫県住宅再建共済制度	平成17年9月より、兵庫県内に住宅を所有している方を対象とした兵庫県独自の住宅再建共済制度が開始されている。
ファミリーサポートセンター	仕事と育児の両立のための相互援助活動を行う機関。
複層林	一般的には、垂直方向に上層・下層など複数の樹冠層を有する森林のことをいい、スギ・ヒノキの単純一斎林を単層林と呼ぶのに対比して使われる用語として使われている。
防災行政無線	大雨や台風、地震などの災害時や、日ごろの防災に関する情報を、無線放送で各世帯へ一斉に周知するシステム。平常時には行政放送や地域のお知らせなどの伝達手段としても活用される。
『放送と通信の融合』	インターネット網の発達や放送施設のデジタル化に伴い、主に通信と放送を連携させたサービスが進展したり、通信業界と放送業界の相互参入が進展したりする現象を指す。
ボーダレス化	国境をはじめ、業種、業態、時間、組織、人材、仕事、性別などの様々な境界がなくなること。

ま行

まちづくり支援事業	市内の自治会、各種団体、サークル等が行う特色ある事業に対して補助金を交付する事業。
モータリゼーション	交通手段が自動車中心となり、自動車が人々の生活の中で広く利用されるようになること。

や行

遊休農地	耕作放棄地や不作付け地などにより遊休している農地。
Uターン	地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能となるように、利用者本位、人間本位の考え方方に立ってデザインすること。
幼保一元化	文部科学省管轄の幼稚園と厚生労働省管轄の保育所の枠組みを超えて、幼稚園と保育所とを統合しようという考え方。

ら行

ライフステージ	年齢とともに変化する生活段階のこと。
ライフライン	電気・都市ガス・上下水道・電話・道路など、社会・経済活動を支える生命線。
ラベリング制度	認証された森林から生産された木材・木材製品であることを消費者に示すために、ラベルを貼り付ける制度。
老人人口	65歳以上の人口。

わ行

ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。
------------	---

平成18年(2006年)

発行者/宍粟市

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町今宿6

TEL.0790(63)3000(代) FAX.0790(63)3060

<http://www.city.shiso.lg.jp/>

編集/宍粟市 企画部 企画調整課

印刷/株式会社 協和印刷